

平成28年4月12日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第85条1項及び2項の規定に基づき、平成28年3月28日運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3
設置主体) 株式会社 相生
代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業主体及び組織の概要

(介護保険事業所番号)

1275900213

(施設種類及び名称)

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 小川 功一

※ホーム長は当社職制

(事業主体)

〒299-4216

(本店所在地) 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

(所在地)

〒283-0102

千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及びユニット数と利用定員)

平成17年10月 1日 1ユニット・利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日 1ユニット・利用定員9人(二番館)

運営推進会議の概要

日 時：平成28年3月28日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム一番館の畳ルームにて

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・ 代表取締役 萩原 将之（代表者）
- ・ 管理者兼ホーム長 小川 功一
- ・ 計画作成担当者 石橋 真理（一番館担当、介護支援専門員）
- ・ 計画作成担当者 内山 貴司（二番館担当）

委員

- ・ 地域住民自治組織代表 1名（小関納屋区長）
- ・ 地域住民代表 1名（地元町議会議員兼消防団幹部）
- ・ 地域住民 2名（近隣の住民）
- ・ 当町健康福祉課高齢者福祉係 1名（介護保険の担当）
- ・ 当町社会福祉協議会事務局 1名（事務局長）
- ・ 当町地域包括支援センター 1名（看護師）

（議題）

1. 入居者情報
2. 行事報告（ゆうなぎかわら版）
3. 第2号被保険者資格を有する入居者とその施設サービス計画

(議事要旨)

1. 入居者情報 3月17日現在

一番館：男性3名 女性6名 小計9名

二番館：男性6名 女性3名 小計9名

計18名・うち九十九里町内の入居者は11名

■要介護度別の内訳

要介護度	一番館	二番館
1	1	2
2	1	3
3	5	2
4	2	2
5		

2. 行事報告 (ゆうなぎかわら版)

1月号 (12月の様子)

- ・ クリスマス会 (家族も参加するイベント)
- ・ 誕生日会 (12月生まれの入居者)

2月号 (年末年始と1月の様子 (2月の節分まで))

- ・ 年越しそばのイベント
- ・ おせち料理、雑煮等、正月料理を中心とした正月の様子
- ・ 節分の様子

3月号 (2月の様子)

- ・ 花見 (河津桜)、ひな人形、外食 (サンライズ九十九里)

3. 第2号被保険者資格を有する入居者について

《概略》

一番館に第2号被保険者資格を有する入居者が1名おり、二番館に2名いる。

一番館に入居の1名は最近入居となった。年齢は50代半ば。要介護度は1である。公共交通機関の運転手（士）であり、交通事故（物損事故）の発生を端緒として、県内の病院に入院。入院中に若年性認知症であることが分かった。なお、自立度が高く、基礎体力も壮健であった。

独り身であり、ひとり暮らし。肉親とは過去数年来音信が途絶えており、頼りにする者がいない。治療が完了したものの、退院して自宅で生活を送ることが困難であり、グループホームが適っているとされ、病院の地域医療連携室のソーシャルワーカーと当該本人が住所地のグループホームについて空きのあるところ全てに臨場、入居について申し入れるも全て断られる。その理由のほとんどが、自立度が高く、基礎体力が壮健であることとするものであった。この病院の関係病院から過去当ホームに入居になった者がおり、その関係で当ホームに打診、ソーシャルワーカーと当該本人が当ホームを見学の上、入居となった。

《議事》

当ホーム：当該本人が壮健であること、当該本人の経済状況等を鑑み、今後、施設サービス計画において、軽作業を実施させ、その労賃相当額を支給できないか考えている。

委員：労賃とは何か。賃金か。その算定根拠は何か。

当ホーム：適切な算定根拠はない。また、どのように支払うべきかも未だ固まってはいない。しかし、一つの例として、また、例示としては不適切の誹りを免れ得ぬものではないが、刑務作業報奨金と同じ考え方もあるのではないかと思う（趣旨：タバコ代、缶やペットボトルの飲料代程度）。

委員：労働とか労賃、対価性のある作業の妥当性はあるのか。

当ホーム：法令※₁には規制する条文がないことは確認している。勤労は三大義務※₂の一でもあるが、権利でもある。例えば、調理、修繕、営繕、環境整備（草刈り、清掃）等において、当該本人が役割を得、共同体に属して貢献し、それで対価を得て嗜好品等を購入することができた時に、意欲を引き出すことができるのではないかと考えているのではあるが、これは自立支援の一であると言えるのではないかと考えている。

※1 介護保険法ならびに関係法令

※2 納税、勤労、教育の三大義務～憲法

本件のお問合せ先

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 小川 功一

電話 0475-70-7333